

下 総 第 7 1 3 号
令和7年(2025年)5月26日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)3月6日付け監査報告第5号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

こども未来部子育て政策課
こども未来部こども家庭支援課

こども未来部 子育て政策課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 下関市子育て支援短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び下関市子育て支援夜間養護（トワイライトステイ）等事業に係る利用料の調定事務において、当該利用料については、下関市子育て支援短期入所生活援助（ショートステイ）事業実施要綱及び下関市子育て支援夜間養護（トワイライトステイ）等事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定により、利用する日の属する月の翌月末日までに納入するものとなっているが、要綱の規定とは異なる納期限を設定している事例があり、これについての理由が不明確であった。必要に応じて要綱の見直しを検討され、適正に事務処理されたい。

（改善措置状況）

要綱の規定とは異なる納期限を設定していた件について、「下関市子育て支援短期入所生活援助（ショートステイ）事業」及び「下関市子育て支援夜間養護（トワイライトステイ）等事業」に係る実施要綱を改正したうえで（令和6年4月1日施行）、適正な運用に努めております。

具体的には、当該要綱中、納入期限の設定に係る規定を「利用する日の属する月の翌月末日まで」から「利用する日の属する月の翌々月末日まで」へと延伸したうえで、実態に沿った形で運用できるよう、要綱の見直しを行っております。

なお、調定の時期についても、申請書が提出された日付で一律行うのではなく、その後の申請内容の変更状況等踏まえたうえで、適切な時期に調査決定するよう改めております。

[指摘事項]

- (2) 資金前渡に係る金銭出納帳の記帳について、実際の支払日と整合しない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

（改善措置状況）

金銭出納帳は現金の日々の残高を明瞭にしておくための帳簿であるため、下関市会計規則及び金銭出納帳の記載方法に基づき適正に処理するよう周知徹底しました。

[指摘事項]

- (3) 下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条第1項で「任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない」と規定されているが、会計年度任用職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

本件は、トラブルの対応により発生した時間外勤務であり、休憩を取るとまもなく対応せざるを得ない状況でありました。

しかしながら、ご指摘のとおり条例により勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を置くことと規定されていますので、今後は休憩を取れる対応に努めます。

こども未来部 こども家庭支援課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 資金前渡により支出した負担金について、現金の収入及び払出の内容が、金銭出納帳に記載されていなかった。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、所属職員に対して、下関市会計規則に基づき適正に事務処理を行うよう、周知徹底しました。また、再発防止のため、金銭出納帳への記載については、複数の職員で確認するよう、チェック体制を強化しました。なお、該当の負担金については、出納室に記入方法を確認し、金銭出納帳に記載を行いました。

- (2) 福祉医療費請求書(手書用)の購入に係る契約において、契約額が30万円を超えているにもかかわらず、請求書を徴取していなかった。下関市契約規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、所属職員に対して、下関市契約規則に基づき適正に事務処理を行うよう、周知徹底しました。また、再発防止策として、請求書徴取の要否など、入札契約事務に係るチェックリストを作成し、チェック体制を強化しました。

- (3) 条件付き一般競争入札で長期継続契約を締結した家庭児童相談室用公用自動車賃貸借契約において、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理さ

れたい。

ア 仕様書で納入期日を3月31日と定めているが、納入期日の翌日である4月1日に契約を締結していた。納期までの準備期間を含めた契約事務を行われたい。

イ 入札公告の時期は、下関市契約規則（以下「契約規則」という。）第4条において入札期日の前日から起算して少なくとも10日前と規定されているが、告示（公告）の実施伺に記載された告示期間は、入札期日の前日から起算して7日前から4日間であった。

ウ 告示文に、契約規則第4条第3項第3号「契約条項を示す場所及び日時」が記載されていなかった。

エ 一般競争入札の執行に係る公告について、その取扱いの変更に関する通知が発せられていたにもかかわらず、通知前の取扱いによる告示を行っていた。

（改善措置状況）

今回の指摘を受け、所属職員に対して、入札契約事務を行う際は、前例踏襲せずに、案件毎に下関市契約規則、財務事務のてびき、関係通知等を確認した上で、適正に事務処理を行うよう、周知徹底しました。また、再発防止策として、履行期間、契約締結日、公告期間、公告内容等に不備がないかを確認するための入札契約事務に係るチェックリストを作成し、チェック体制を強化しました。

以上